

生活保護よくある Q&A

多摩市福祉事務所

「生活保護」という制度の内容をよく知らないために、生活に困っていても生活保護の相談・申請を迷われてしまう方がいるかもしれません。

そういった方が一人でも少なくなることを願って、このパンフレットを作成しています。

生活保護は国民の権利です。

困ったときはためらわずにご相談ください。



「生活保護」に対する
誤った認識はありませんか？

申請は誰でもできますか？

申請意思があればどなたでも申請することができます。

まずは、お住まいの地域の福祉事務所にご相談ください。

多摩市福祉事務所：042-338-6869



申請から決定まではどれくらいかかりますか？

申請日から、原則 14 日以内に審査の結果を通知します。

保護開始の決定にあたっては、生活状況や資産（預貯金、生命保険、不動産等）の調査を行います。特別な事情により調査に時間を要する場合には、最長で30日までに審査の結果を通知します。

自動車があっても生活保護は受けられますか？

自動車があるために、生活保護が受けられないということはありません。

自動車は「資産」となるため原則として、売却して生活費に充てていただく対象になります。しかし、障がいをお持ちの方の通勤・通院、また世帯の自立に必要なと判断される場合には保有が認められる場合があります。

まずはご相談ください。



持ち家があっても生活保護は受けられますか？

実際に居住しており、処分価値が低い場合等には、保有が認められる場合があります。

まずは、処分を考える前にご相談ください。

注) 住宅ローンが残っている住宅は、保護費から返済ができないため、住み続けられません。



借金があっても生活保護は受けられますか？

借金があるために、生活保護が受けられないということはありません。

ただし、生活保護費から借金を返済することは望ましくありませんので、弁護士などの法律の専門家と相談して任意整理や自己破産など、借金の整理を検討していただくこととなります。

収入があっても生活保護は受けられますか？

働いた収入や年金がある方でも、その収入や資産が厚生労働大臣の定める基準（最低生活費）に満たない場合には生活保護を受けることができます。

この場合、最低生活費から収入を差し引いた差額が支給されます。



生活保護になったら働かなくてもよいのですか？

生活保護は皆さんの自立を助長することを目的としています。そのため、働ける人は、能力に応じて働く必要があります。

「収入を増やしたい」「転職を考えている」等援助が必要な方には、専門の支援員が就労支援を行っています。履歴書の書き方や、就労に関する助言・相談、面接の受け方等の支援を行うとともに、ハローワークや関係機関との連携による支援も行います。

世帯のうち一人だけ生活保護を利用できますか？

生活保護制度は原則として「世帯単位」で受けることになっています。

世帯とは、「一緒に居住している、生計を共にしている」状態のことをいいます。そのため、世帯員の一部の人だけが生活保護を受けることは原則できないことになっています。しかし、世帯の状況によっては福祉事務所が分離可能と判断する場合もありますので、まずにご相談ください。

保護の受給について親族に知られてしまいますか？

親、子ども、兄弟姉妹等のご親族から、仕送りなどを受けることができる場合には、生活保護に優先して生活費に充てていただきます。そのため、ご親族に対して、申請した方を援助できるかどうか確認する扶養照会を実施することが原則です。ただし、親族との間に特別な事情がある場合には、扶養照会を行わない場合もありますので、まずにご相談ください。

DV や虐待等が認められる場合には照会を行いません。



問い合わせ・相談先

多摩市福祉事務所（多摩市役所生活福祉課）

住所：多摩市関戸6-12-1

電話：042-338-6869



プライバシーを守るために相談室をご用意します。

困ったときは、まずはお電話にてお問合せください。